

## 資料4 - 1 騒音に係る環境基準

### 一般地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	A A 50デシベル以下	40デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A 55デシベル以下	45デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B 55デシベル以下	45デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C 60デシベル以下	50デシベル以下

備考1 愛媛県では、A A類型は地域指定していない。

2 基準値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )により、評価した値である。

### 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 基準値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )により、評価した値である。

### 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70(45) デシベル以下	65(40) デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。

備考 基準値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )により、評価した値である。

#### 幹線交通を担う道路

- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
- ・市町村道(4車線以上)
- ・自動車専用道路

#### 幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から20メートルまでの範囲

資料4 - 2 環境騒音測定結果（平成15年度）

(1)一般地域

測定場所	測定年月日	環境基準 類型	騒音レベル (dB : L <sub>Aeq</sub> )		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
今治市常盤町8丁目	平成15年11月11日～11月12日	A	51	47		x	x
今治市宮下町2丁目	平成15年11月11日～11月12日	A	56	47	x	x	x
八幡浜市大字シタダ	平成16年2月9日～2月10日	A	54	42			
新居浜市東雲町	平成16年2月20日～2月21日	A	42	36			
新居浜市船木	平成16年2月27日～2月28日	A	45	41			
西条市喜多川	平成16年3月4日～3月5日	A	51	40			
大洲市田口	平成16年1月27日～1月28日	A	58	47	x	x	x
伊予市米湊	平成15年10月15日～10月16日	A	52	41			
川之江市川之江町西新町	平成16年3月11日～3月12日	A	51	47		x	x
川之江市妻島町中下	平成16年3月25日～3月26日	A	50	48		x	x
伊予三島市下柏町	平成15年12月1日～12月2日	A	48	44			
伊予三島市中曾根町	平成15年12月8日～12月9日	A	51	43			
伊予三島市具定町	平成15年12月9日～12月10日	A	53	48		x	x
重信町野田1丁目	平成16年3月24日～3月25日	A	57	50	x	x	x
重信町大字見奈良	平成16年3月24日～3月25日	A	49	39			
松前町南黒田	平成15年12月1日～12月2日	A	52	40			
長浜町大字日濱	平成15年10月27日～10月28日	A	48	39			
A類型地域：17地域			環境基準適合地点数(小計)		14	10	10
			環境基準達成率(%)		58.8		

今治市大新田町5丁目	平成15年11月11日～11月12日	B	55	47		x	x
八幡浜市大字向灘	平成16年2月9日～2月10日	B	53	40			
八幡浜市大字津柏	平成16年2月9日～2月10日	B	52	46		x	x
新居浜市高津町	平成16年2月20日～2月21日	B	45	42			
新居浜市高明寺	平成16年2月27日～2月28日	B	43	37			
西条市中野	平成16年3月9日～3月10日	B	52	44			
西条市氷見	平成16年3月10日～3月11日	B	53	46		x	x
大洲市柚木	平成16年1月27日～1月28日	B	58	49	x	x	x
伊予市下吾川	平成15年10月15日～10月16日	B	48	37			
伊予市下吾川	平成15年10月15日～10月16日	B	41	38			
北条市久保	平成15年10月28日～10月29日	B	49	44			
川之江市川之江町大門	平成16年3月30日～3月31日	B	51	44			
川之江市金生町下分川原田	平成16年3月30日～3月31日	B	47	43			
川之江市柴生町南柴生	平成16年3月18日～3月19日	B	51	44			
川之江市妻島町土居	平成16年3月25日～3月26日	B	50	46		x	x
伊予三島市下柏町	平成15年12月1日～12月2日	B	49	44			
伊予三島市中曾根町	平成16年1月5日～1月6日	B	62	49	x	x	x
伊予三島市中之庄町	平成15年12月9日～12月10日	B	53	49		x	x
伊予三島市寒川町	平成16年1月5日～1月6日	B	53	48		x	x
伊予三島市豊岡町大町	平成15年12月16日～12月17日	B	53	43			
重信町大字牛淵	平成16年3月24日～3月25日	B	52	46		x	x
重信町大字横河原	平成16年3月24日～3月25日	B	57	49	x	x	x
松前町北黒田	平成15年12月1日～12月2日	B	47	38			
松前町浜	平成16年1月29日～1月30日	B	42	36			
松前町筒井	平成15年12月1日～12月2日	B	50	40			
松前町筒井	平成15年12月1日～12月2日	B	44	42			
B類型地域：27地域			環境基準適合地点数(小計)		24	17	17
			環境基準達成率(%)		63.0		

八幡浜市60番地1	平成16年2月9日～2月10日	C	55	40			
西条市明屋敷	平成16年3月15日～3月16日	C	53	42			
西条市朝日市	平成16年3月17日～3月18日	C	53	53		x	x
大洲市新谷	平成16年1月26日～1月27日	C	61	53	x	x	x
北条市汁	平成15年10月28日～10月29日	C	51	45			
川之江市金生町下分通町	平成16年3月24日～3月25日	C	52	48			
川之江市上分町本町	平成16年3月18日～3月19日	C	48	47			
川之江市妻島町浜田	平成16年3月11日～3月12日	C	56	58		x	x
伊予三島市村松町	平成15年12月1日～12月2日	C	49	45			
伊予三島市朝日2丁目	平成15年12月4日～12月5日	C	52	49			
長浜町大字長浜	平成15年10月27日～10月28日	C	51	44			
C類型地域：13地域			環境基準適合地点数(小計)		12	10	10
			環境基準達成率(%)		76.9		

環境基準達成地点数	37
全調査地点数	57
一般地域の騒音環境基準達成率(%)	64.9

(2)幹線交通を担う道路に近接する空間

測定場所	測定年月日	環境基準 類型	騒音レベル (dB : L <sub>Aeq</sub> )		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
重信町大字樋口	平成16年3月24日～3月25日	B	70	65			
重信町大字牛淵	平成16年3月24日～3月25日	C	70	64			
重信町大字横河原	平成16年3月24日～3月25日	C	67	64			
合計：3地点			環境基準適合地点数(小計)		3	3	3
			環境基準達成率(%)		100.0		

資料4 - 3 自動車交通騒音調査結果

(平成15年度)

道路名	調査地点	測定年月日	車線数	環境基準類型	車道端からの距離 (m)	道路敷地境界からの距離 (m)	低騒音舗装の有無	等価騒音レベル (dB: L <sub>Aeq</sub> )		街区数	住居等戸数	環境基準達成戸数			環境基準達成率 (%)		
								昼間	夜間			昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日
松山自動車道	川之江市上分町金沢	平成15年11月18日～11月19日	4	C	0	0	無	53	48	8	52	52	52	52	100	100	100
松山自動車道	伊予三島市上柏町	平成15年11月18日～11月19日	4	A	0	0	有	63	55	7	30	30	30	30	100	100	100
松山自動車道	新居浜市萩生	平成15年11月18日～11月19日	4	A	0.7	0	有	60	52	27	55	55	55	55	100	100	100
松山自動車道	西条市飯岡山口	平成15年11月18日～11月19日	4	B	0	0	無	57	51	7	17	17	17	17	100	100	100
高松自動車道	川之江市金生町山田井	平成15年11月18日～11月19日	4	B	0	0	無	62	50	10	18	18	18	18	100	100	100
高知自動車道	川之江市金田町半田飼谷	平成15年11月18日～11月19日	4	B	0	0	有	50	46	2	23	23	23	23	100	100	100
今治小松自動車道	東予市周布久枝	平成15年10月7日～10月8日	4	B	3.3	0	無	53	44	11	39	39	39	39	100	100	100
国道317号	今治市別宮町三丁目	平成15年10月7日～10月8日	4	A	7.1	0	無	68	61	15	89	89	89	89	100	100	100
川之江大豊線	川之江市金生町下分	平成15年10月7日～10月8日	2	A	1.5	0	無	67	59	26	263	263	263	263	100	100	100
壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町	平成15年10月7日～10月8日	4	C	4.6	0	有	68	61	35	366	366	366	366	100	100	100
壬生川新居浜野田線	新居浜市桜木町二丁目	平成15年10月7日～10月8日	4	B	4	0	無	71	64	60	504	469	504	469	93	100	93
今治波方港線	今治市北日吉町二丁目	平成15年10月7日～10月8日	2	B	1.3	0	無	67	59	39	363	363	363	363	100	100	100
壬生川丹原線	周桑郡丹原町池田	平成15年10月7日～10月8日	2	B	2.9	0	無	69	63	29	139	139	139	139	100	100	100
上分三島線	伊予三島市下柏町	平成15年10月7日～10月8日	2	B	1.8	0	無	66	59	33	292	292	292	292	100	100	100
新居浜停車場線	新居浜市坂井町一丁目	平成15年10月7日～10月8日	2	C	1.7	0	無	65	59	6	35	35	35	35	100	100	100
新居浜港線	新居浜市一宮町二丁目	平成15年10月7日～10月8日	2	B	5.3	0	無	67	60	52	507	507	507	507	100	100	100
石鎚丹原線	周桑郡丹原町田野上方光下田	平成15年10月7日～10月8日	2	B	1.8	0	無	68	60	36	145	145	145	145	100	100	100
丹原小松線	東予市玉之江	平成15年10月7日～10月8日	2	B	1	0	無	69	61	10	51	51	51	51	100	100	100
孫兵衛作壬生川線	東予市喜多台	平成15年10月7日～10月8日	2	B	0.8	0	無	66	57	24	252	252	252	252	100	100	100
八幡浜保内線	八幡浜市裁判所通	平成15年10月7日～10月8日	2	B	1.9	0	無	68	62	52	870	870	870	870	100	100	100
計										489	4110	4075	4110	4075	99	100	99

資料4 - 4 騒音規制法の特定施設及び愛媛県公害防止条例の騒音発生施設

1 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

1	金属加工機械
	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
	ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
	2
3	土石用又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）	
ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）	
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

2 愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設（愛媛県公害防止条例施行規則別表第4）

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの
	ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であつて、次に掲げるもの
	ア ジェットバーカー
	イ ロックバーカー
	ウ チェンバーカー

資料 4 - 5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	4 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第 2 種区域	5 0 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第 3 種区域	6 5 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下
第 4 種区域	7 0 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 1 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90% レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90% レンジの上端の数値とする。

資料4 - 6 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(平成16年3月31日現在)

施設区分 市町名	騒音規制法													県公害防止条例						
	特定施設数												届出工場 事業場数	騒音発生施設数					届出工場 事業場数	
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用 破碎機等	織機	建設用資材 製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	射出成型機	合成樹脂用 射出機	計		冷凍機	セメント製品 製造機械	ねん糸機	工業用動力 マシン	木材加工機械		計
川之江市	31	542	2	0	6	0	69	79	119	13	0	861	124	77	5	0	0	0	82	29
伊予三島市	17	655	10	0	7	0	89	80	69	4	0	931	104	37	1	0	0	5	43	23
土居町	13	131	18	35	3	0	8	0	10	38	0	256	26	10	3	0	0	0	13	5
新居浜市	324	1,525	113	0	4	0	94	0	61	21	7	2,149	181	175	5	3	130	3	316	38
西条市	90	908	13	104	7	17	126	0	15	77	0	1,357	123	132	7	51	58	1	249	22
東予市	32	281	0	575	4	0	14	6	6	0	0	918	63	5	8	7	277	0	297	12
小松町	17	31	0	30	3	0	19	0	2	0	0	102	19	4	9	0	46	0	59	4
丹原町	17	27	1	0	1	0	0	0	6	0	14	66	21	0	0	0	40	0	40	1
今治市	90	322	4	4,192	2	22	226	0	47	6	5	4,916	343	322	2	4,192	0	226	4,742	295
北条市	5	37	0	892	0	0	16	0	3	0	0	953	16	25	6	52	0	0	83	17
松山市													1,762	11	210	289	3	2,275	395	
重信町	0	8	32	0	0	0	3	0	0	0	0	43	6	0	0	0	0	3	3	1
伊予市	8	73	3	20	0	0	48	0	28	0	0	180	38	83	0	0	0	9	92	20
松前町	0	586	6	0	0	0	0	0	1	0	0	593	6	23	1	1	35	0	60	6
長浜町	12	36	1	0	2	0	96	0	6	16	0	169	48	10	4	0	106	2	122	11
大洲市	3	55	7	0	0	0	43	0	4	17	0	129	21	0	0	0	0	43	43	9
八幡浜市	4	35	0	62	1	0	21	2	51	0	0	176	37	45	0	0	284	2	331	21
宇和島市	49	119	0	8	3	19	120	0	52	0	0	370	113	81	7	0	7	1	96	46
計	712	5,371	210	5,918	43	58	992	167	480	192	26	14,169	1,289	2,791	69	4,516	1,272	298	8,946	955

資料4 - 7 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日	
告示別表第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい打機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
告示別表第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい打機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
  - (2) 第2種区域
  - (3) 第3種区域
  - (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
- 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料4 - 8 特定建設作業及び特定作業に係る届出状況

(平成15年度)

区分	市町名 作業区分	川	伊	土	新	西	東	小	丹	今	北	松	重	伊	松	長	大	八	宇	計	
		之	予	居	居	条	予	松	原	治	条	山	信	予	前	浜	洲	幡	和		
		江	三	居	居	市	市	町	町	市	市	市	町	市	町	町	市	市	市	市	
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	0	2	0	1	3	0	1	0	2	0	277	0	0	1	0	0	0	3	13	
	2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 さく岩機を使用する作業	2	0	0	4	0	0	0	0	3	0		1	0	0	0	1	0	0	0	11
	4 空気圧縮機を使用する作業	0	0	1	3	3	0	0	0	0	0		0	8	0	1	0	2	0	1	19
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6 バックホウを使用する作業	2	2	0	1	3	0	0	0	27	1		7	7	3	0	1	1	0	0	55
	7 トラクターショベルを使用する作業	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0		5	0	1	0	0	0	0	0	11
	8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0		0	0	1	0	0	0	0	0	4
	計	4	5	1	10	14	0	1	0	33	1		21	7	7	0	4	1	4	4	113
防止条例 県公害	1 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する建設作業	0	2	0	17	0	0	0	0	33	1	277	21	7	8	0	0	0	0	366	
	2 ハンマーを使用する板金作業、製罐作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	2	0	17	0	0	0	0	33	1	277	21	7	8	0	0	0	0	366	
合計		4	7	1	27	14	0	1	0	66	2	277	42	14	15	0	4	1	4	479	



資料 4 - 9 騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

**要請限度**

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時 ~ 午後 10 時	午後 10 時 ~ 翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路及び c 区域の道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考 1 区域の区分は、次のとおり。

- a 区域は、騒音環境基準に係る A 類型の地域
- b 区域は、騒音環境基準に係る B 類型の地域
- c 区域は、騒音環境基準に係る C 類型の地域

2 騒音の評価は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )による。

3 測定は、連続する 7 日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行い、時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

**幹線交通を担う道路に近接する空間における特例**

昼 間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時 ~ 翌午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

備考 測定値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )である。

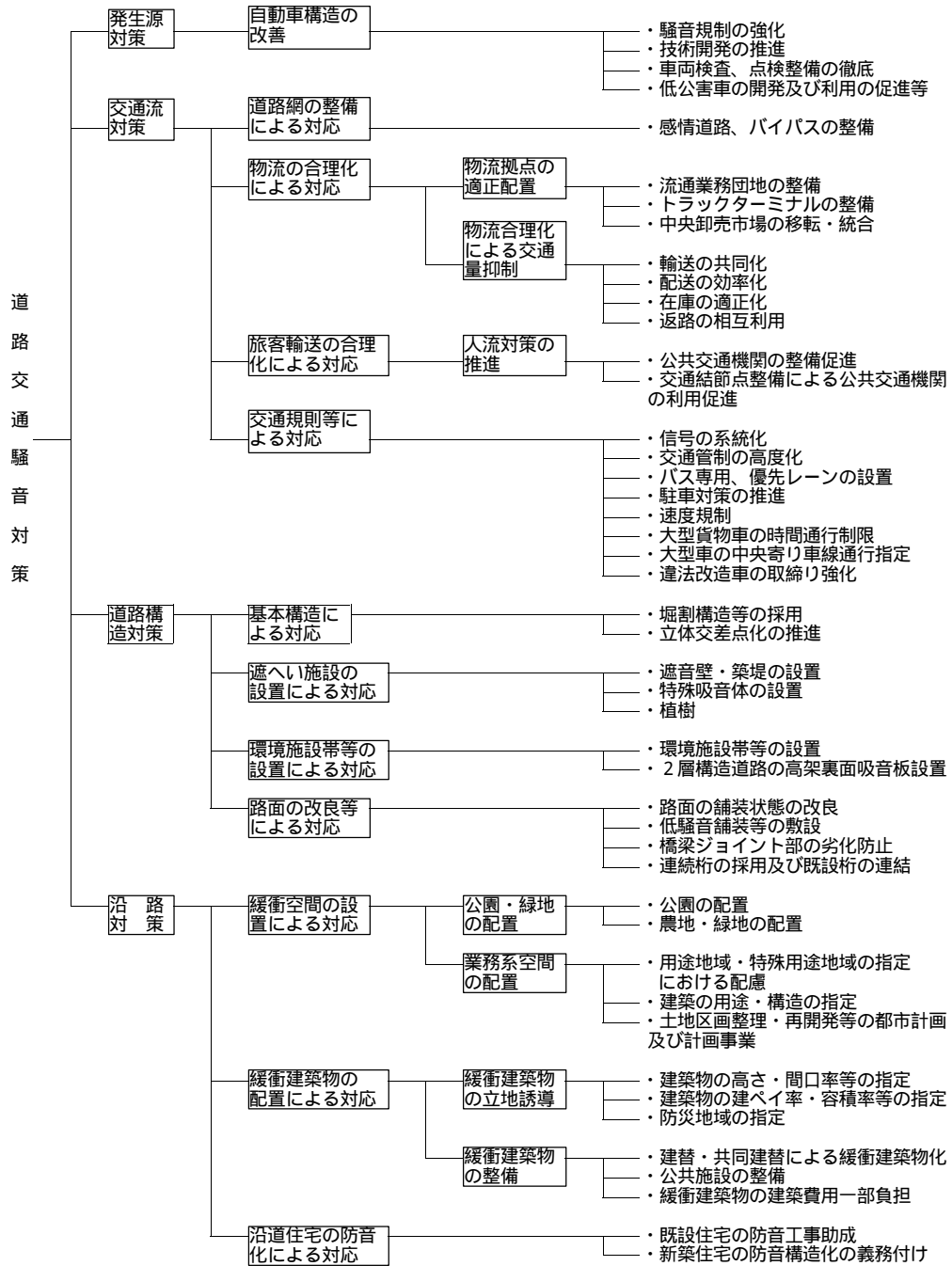
幹線交通を担う道路

- ・ 高速自動車国道 ・ 一般国道 ・ 県道
- ・ 市町村道 (4 車線以上)
- ・ 自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から 15 メートルまでの範囲
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から 20 メートルまでの範囲

資料4 - 10 道路交通騒音対策の体系図



資料：環境省

資料 4 - 11 拡声機による騒音の規制

拡 声 機 の 使 用 の 制 限	<p>1 商業宣伝の拡声機の使用制限</p> <p>学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲30mの区域においては、正午から午後6時までの間でこれらの施設の敷地境界における音量が65デシベルを超えない場合を除いて、商業宣伝を目的とする拡声機の利用禁止</p>									
	<p>2 商業宣伝の航空機の拡声機使用制限</p> <p>拡声機の使用時間は正午から午後6時までとし、音量は、地上において65デシベルを超えないこと。</p>									
	<p>3 1、2のほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合の厳守事項</p> <p>(1) 拡声機の使用時間は午前9時（日曜日、休日は午前10時）から午後8時まで</p> <p>(2) 幅員4m未満の道路においては拡声機を使用しないこと。</p> <p>(3) 地上10m以上の箇所においては拡声機を使用しないこと。</p> <p>(4) 商業宣伝を目的として同一場所では、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。</p> <p>(5) 人の居住する建築物の敷地境界線における拡声機の音量は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="338 1267 1334 1384"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>第1種区域</th> <th>第2種区域</th> <th>第3種区域</th> <th>第4種区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音 量</td> <td>55デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> <td>70デシベル以下</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	音 量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下
区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域						
音 量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下	75デシベル以下						

特 例	1 災害時の広報宣伝又は公共的団体の広報
	2 公職選挙法に基づく選挙活動
	3 祭礼、運動会等で一時的に拡声機を使用する場合